別表

第3条関係:1会員当たりの助成台数

会員に対する会費請求台数	※助成台数
10台まで	2台(3台)
30台まで	4台(5台)
100台まで	8台(10台)

※()内は G マーク取得事業者の助成台数

但し、ハイブリッド車・電気車・燃料電池車については、上段に次を加えるものとする。

会員に対する会費請求台数	助 成 台 数
101台を超える場合	101台を超える20台毎に1台加算

◎ 第7条関係:1台当たりの助成交付額(※車種に関係なく一律)

○環境対応型ディーゼル車

車 種	助 成 額	内 訳
事業用貨物自動車	30, 000円	ディーゼル車の新規登録車両
※軽自動車を除く		

○天然ガス車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

区 分	助 成 額	内	訳	
小型	122, 000円	全ト協 122,000円	埼ト協	1
中型	459, 000円	全ト協 459,000円	埼ト協	_
大型	1, 000, 000円	全ト協 1,000,000円	埼ト協	_

〇ハイブリッド車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

区 分	助 成 額	内訳
小型	193, 000円	全ト協 97,000 円 埼ト協 96,000 円
中型	670, 000円	全ト協 335,000 円 埼ト協 335,000 円
大型	1,000,000円	全ト協 600,000 円 埼ト協 400,000 円

○電気車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

車 種	助 成 額	内 訳
小型	600, 000円	全ト協 300,000 円 埼ト協 300,000 円

〇燃料電池車(区分の対象車両については、別紙参考車両型式のとおり。)

車 種	助 成 額	内。訳
小型	600, 000円	全ト協 300,000 円 埼ト協 300,000 円

[※]電気車、燃料電池車においては、中小企業のみ対象

1会員当たりの助成台数並びに助成金額

1会員からの申請数が、交付要綱第3条3に定める年度毎の助成台数を超える場合は、全ト協分については、全ト協の定めた額を全ト協の予算の範囲内で助成するものとする。 埼ト協分については、助成はないものとする。